

## 1 電波利用料の使途及び予算規模について

### ◆意見募集項目

電波利用料の使途は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務として、個別具体的な事務が電波法第103条の2第4項に定められている。

今後の使途の在り方や予算規模等について、どのように考えるか。

### ◇電波利用料の使途について：

- ①今後の電波利用の動向等を踏まえて、電波利用料の使途についてどのような見直しが必要か。
- ②既存の使途のうち拡充あるいは縮小するものはないか。
- ③新規に追加すべき使途はないか。  
→新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム、及びグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース(ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討WG)等の検討とも連携が必要
- ④既存の使途については予算を最大限効率化した上で、電波の有効利用を促進するための新たなニーズに対応すべきではないか。

#### 【新たなニーズの例】

・研究開発、実証実験

→ホワイトスペースの活用を図るために必要な研究開発、実証実験への取組の強化

・電波監視、総合無線局監視システム(無線局データベース)

→電波の空間的・時間的な共同利用を促進するための監視体制の強化、電波の利用状況の情報提供の促進

# 主要な論点の中間整理（案）

## ◇電波利用料の予算規模について:

- ・次期の電波利用料の予算規模をどの程度と想定すべきか。地デジ移行の対策のための大きな後年度負担(22年度末で約950億円)がある中で、その他の用途のために必要な予算の効率化等を図るべきではないか。  
→今期(平成20~22年度)の予算規模は平均年680億円として料額を設定
- ・電波利用料は3年間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして料額を決定しているが、各年度の歳入と歳出の関係はどうあるべきか。(歳入と歳出は同額とするか、あるいは一定程度の差額は許容するか)

# 主要な論点の中間整理（案）

## 2 電波利用料の料額について

### ◆意見募集項目

電波利用料の料額は、電波利用共益費用の財源に充てるため、免許人等が無線局の区分等に従い納付する金額が電波法別表6(第103条の2関係)等に定められている。

今後の料額の在り方、措置すべき点等について、どのように考えるか。

### ◇電波利用料の料額について:

(1)料額算定において、電波の経済的価値を一層反映させる方策としてどのようなものがあるか。

- ①現行の料額は、「使用帯域等に応じて負担する部分(a群)」と「原則として無線局数で均等に負担する部分(b群)」で構成されるが、このような帯域毎と無線局毎の負担の二本立てを改め、帯域毎の負担に一本化すべきかどうか。
- ②現行の帯域毎と無線局毎の二本立てを維持する場合、その負担の割合はどうあるべきか。
  - 現行は、①電波監視、総合無線局監理システムなど無線局の種別によらず基本的には等しく受益するものには「原則として無線局数で均等に負担する部分」を、②それ以外の電波資源拡大の研究開発、携帯電話エリア整備等には「使用帯域等に応じて負担する部分」を充当
  - 今期の歳入に占める帯域毎と無線局毎の負担の割合は6:5
- ③無線局毎の負担を減らし帯域毎の負担を増やしていくと、携帯電話以外は、放送、人工衛星、固定通信等、全般的に負担が増える方向になるが、留意すべき点はあるか。
  - 例えば、固定通信は光ファイバへの移行等により、帯域毎の負担を配分する無線局数自体も減少してきており、無線局当たりの料額は一層増加する懸念あり
- ④その他に、電波の経済的価値を一層反映させる方策として何かあるか。



# 主要な論点の中間整理（案）

## 3 その他措置すべき点について

### ◆意見募集項目

電波利用料制度に関して、その他措置を検討すべき点について、どのように考えるか。

#### ◇電波利用料制度の性格について：

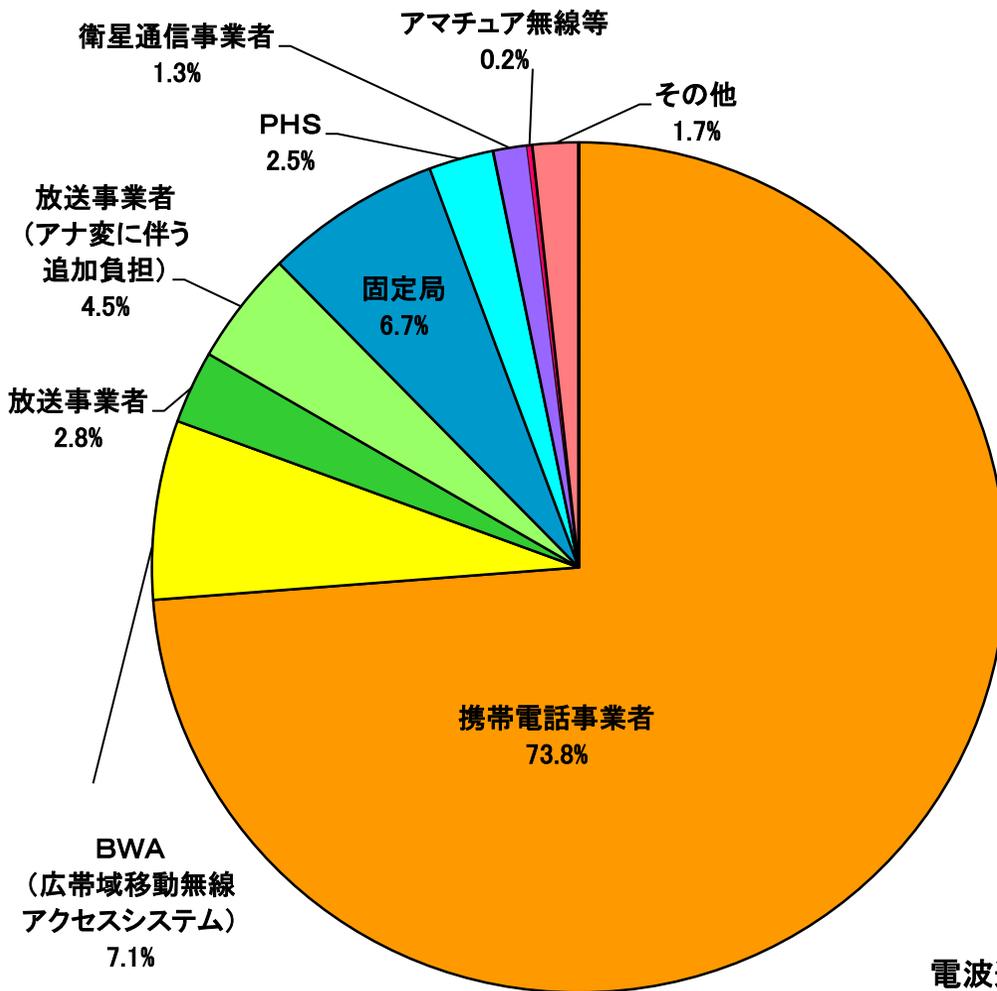
- ・電波利用料の性格（電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を受益者である無線局の免許人等に負担していただくもの）は今後も維持するか。

#### ◇オークション制度について：

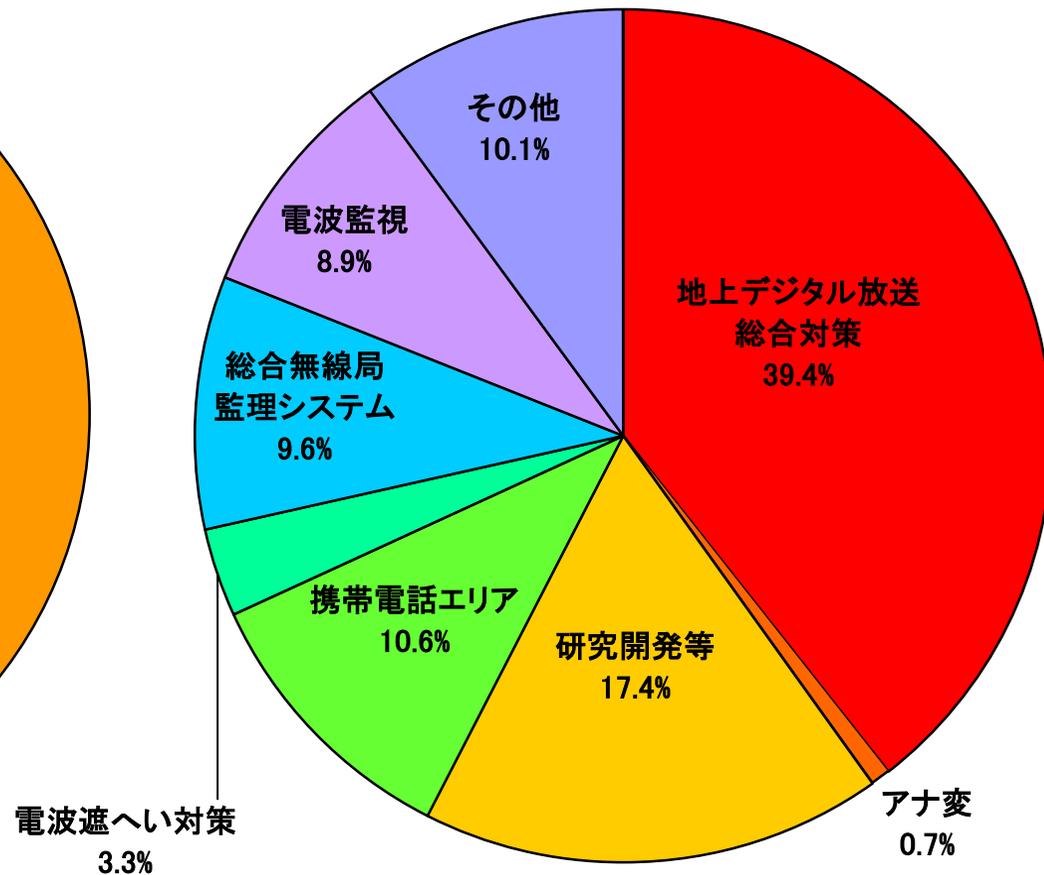
- ・オークション制度については、ヒアリングにおいても慎重に検討すべきとの意見が多かったが、今後どのように取り扱うか。

# 電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成22年度）

参考1



歳入 711.9億円



歳出 621.9億円

# 電波利用料の料額について

今期(H20~22年度)の電波利用料額は歳出規模を平均年680億円として料額を設定

歳出規模 (=歳入総額)  
平均年 680 億円

電波利用共益事務ごとの性格で配分

6:5

電波の経済的価値に係る要素 (使用帯域幅、出力等) に  
応じて負担する部分 (a群) 377 億円

原則として無線局数で均等に負担する部分 (b群)  
303 億円

- ・電波資源拡大のための研究開発
- ・携帯電話エリア整備
- ・電波遮へい対策 等

周波数帯域の混雑度に応じて配分

8:1

- ・電波監視
- ・総合無線局監理システム
- ・電波の安全性調査 等

3GHz以下  
326 億円

3GHz超~6GHz以下  
41 億円

[3GHz以下の例]

各無線システムの使用帯域幅をもとに  
配分 (放送は1/4に負担軽減等)

携帯電話  
204 億円

テレビ  
51 億円

その他

無線システム毎の各無線局には設置地域  
(都市部か否か)、出力等を勘案して配分

各無線局の電波利用料  
(合計額)